

首席矯正処遇官（処遇担当）

首席矯正処遇官（指導担当）

所長指示「死刑確定者に対する余暇活動の援助について」の運用について  
平成19年9月1日付け所長指示第47号「死刑確定者に対する余暇活動の援助について」に基づく標記について、下記のとおり実施することとしたので、了知されたい。

なお、平成19年3月22日首席矯正処遇官（処遇担当、指導担当）指示第2号「死刑確定者に対する余暇活動の援助について（試行）」は、廃止する。

### 記

#### 1 読書支援

(1) 死刑確定者（以下「確定者」という。）に対する読書支援を実施するため  
教育担当事務室内に専用の書籍（以下「専用書籍」という。）を備え付ける。

なお、この専用書籍の管理責任者は、統括矯正処遇官（教育担当）（以下「教育統括」という。）とする。

(2) 専用書籍の貸出期間は、原則として1週間以内とし、貸出冊数は3冊以内とする。

なお、貸出手続は4週間分を一括して行わせるものとし、合計12冊以内の書籍を選定させる。

(3) 主任矯正処遇官（教育担当）は、確定者の貸出希望に基づいて、貸出順序や配布時期等を調整して貸出計画案を策定し、教育統括の承認を受けるものとする。

(4) 教育統括は、書籍の貸出状況を管理するために、「確定者専用書籍貸出簿」（別紙様式）を備えるものとする。

(5) 教育統括は、専用書籍の貸出状況を隨時調査し、適時に更新する等、その充実を図るものとする。

#### 2 視聴覚支援

(1) テレビ及びDVD視聴は、原則として、いずれも当該確定者の居室において実施するものとし、ポータブルDVDプレーヤーのほか、アンテナ、ACアダプタ及びイヤホン（希望者）を貸与する。

なお、舎房担当職員は、視聴覚支援の実施に伴い、延長コードを使用して差し支えないが、使用しないときは施錠したロッカーに収納する等、長尺物として厳

重に管理すること。

(2) テレビ視聴の回数等は以下のとおりとする。

ア 視聴回数は、おおむね1週間に1回とする。

イ 視聴日は、開庁日とし、視聴時間は、午後零時45分から午後3時50分まで及び午後5時から午後8時50分までの間とする。

なお、上記によらず、休日が連続する場合等で、教育統括において、相当であると認められるときは、所長決裁を経た上で閉庁日にも視聴させができるものとする。

ウ 確定者に視聴させることが相当でない番組については、視聴を禁止することができる。

(3) DVD視聴の回数等は以下のとおりとする。

ア 視聴回数は、おおむね4週間に4回とする。

イ 視聴日は開庁日とし、視聴時間は、当該確定者の処遇を担当する統括矯正処遇官（以下「担当区長」という。）が指定した昼間時のおおむね2時間とする。

(4) DVD視聴用として、以下のとおり専用DVDライブラリを整備する。

ア 専用DVDライブラリ（以下「ライブラリ」という。）は、舍房区事務室内に設置し、担当区長が施錠したロッカーに保管して管理する。

イ 教育統括は、ライブラリの一覧表を作成し担当区長に回付する。

なお、ライブラリを更新したときは、その都度、同一覧表を差し替えるものとする。

ウ 教育統括は、適宜、し好調査を実施し、ライブラリの充実を図るものとする。

(5) テレビ及びDVD視聴の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

ア 視聴計画は、第二区第一処遇担当の主任矯正処遇官が、すべての確定者について、4週間ごとに策定し、処遇部長の決裁を受けるものとする。

イ 電波状態の不良で、テレビ視聴が困難になった場合においても、原則として、テレビ視聴の代替日は設けない。

ウ 視聴時の遵守事項については、上記所長指示に基づいて告知するほか、周知徹底を図るため、当分の間、当該確定者の居室に備え付けるものとする。

### 3 DVD機器等の管理

(1) DVD機器は、[ ]に整備したDVD機器収納専用ロッカー（以下「専用ロッカー」という。）に保管し、常時、施錠しておくものとする。

(2) 専用ロッカーの鍵は、各舍房担当が管理するものとする。

なお、予備鍵については、第二区第一処遇担当の主任矯正処遇官が保管し（不在時は、同第一処遇担当の指導係が保管する。）、退庁時に昼夜勤監督に引き継ぐ。

(3) DVD機器の貸与時には、居室扉に「テレビ視聴中」と明記したマグネット

表示板を掲示する。

なお、同表示板には、ポータブルDVDプレーヤー、アンテナ、イヤホン、電源コード、ACアダプタ及び延長コード等、貸与又は使用するすべての物品についても併せて明記する。

(4) 昼夜勤監督者は、テレビ視聴が終了後、速やかに舍房勤務職員を立会させた上で、DVD機器及び貸与又は使用したアンテナ線等を引き上げる。

なお、昼夜勤監督者は、この際、引き上げた物品の員数だけでなく、形状に異状がないか等についても確実に点検し、マグネット表示板とともに、専用ロッカーに収納する(専用ロッカーは、確実に施錠すること。)。

